

正会員推薦基準及び入会手順要領

この要領は、正会員が協議会に入会を希望する機密抹消事業者を推薦するにあたっての基準及び手順を定めたものである。正会員は、つぎの手順(ステップ)に従って、推薦の可否を判断するものとする。

ステップ1 意思確認

推薦者は、入会希望者がガイドラインを遵守する意思があるかを確認する。

ステップ2 訪問確認

推薦者は入会希望者の現場を訪問し、機密抹消事業を行っていることを確認する。

ステップ3 入会必須

- ① 推薦者は、「正会員推薦には、自己評価用チェックリスト(様式 11)の入会必須を満たしている」ことが条件であることを伝える。入会希望者の自己評価で入会必須を満たしていない場合は、入会することはできない。
- ② 推薦者は、入会希望者の現場を訪問した際に入会必須項目の確認は行わず、自己評価用チェックリストを入会希望者に提供する。入会希望者は、チェックリストで自己評価を行う。
- ③ 入会希望者が入会必須を満たしていない場合は、満たした時点で推薦し入会してもらう。

ステップ4 誓約書

入会希望者のチェックリストによる自己評価で入会基準を満たしている場合は、入会申請書とガイドライン遵守誓約書を提出してもらう。

ステップ5 自己点検の実施

入会后最初に行う自己点検で必須項目を満たしていないことが判明した場合は、最初の自己点検実施日から起算して3年以内に必須を満たすよう改善してもらう。3年後の自己点検で必須項目を満たしていない場合は、退会もあり得る。

附則

- 1 この要領は、平成27年8月5日より適用する。
- 2 自己評価用のガイドラインチェック項目の要求レベルはつぎのとおりとする。

要求レベル		要求レベルの意味
入会必須	◎	入会時に満たしていなければならない項目
必須	●	(入会后最初に実施する自己点検の結果満たしていないことが判明した場合、)自己点検実施日から起算して3年以内に満たす必要がある項目
推奨	●	リスク低減のため満たすことを推奨される項目